## 現中期目標及び中期計画に係る評価結果等(詳細版)

中期目標	中期計画	熊本県公立大学法人評価委員会の評価結果 (平成18年度~平成21年度 年度評価)	認証評価機関(大学基準協会) の評価結果(H23年3月)
志念なそ 変様がに、社育とあ 大次や点げ 点 会為 と 端では野東のので、	注1 中期計画の枠に着色がなされている項目は、平成23年度年度計画において、「中期計画に掲げた取組みが定着しているため、年度計画の記載を省略」されているもの。 注2 中期計画項目の末尾の番号は、年度計画に相当する番号を参考のため、便宜上、付記したもの。	(1) 項目別評価 法人は、年度計画の記載項目のうち「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自ら行う点価」、「情報提供」、「その他」に関する項目について、当該項目ごとの達成状況を次のAからDの4段階でし、業務実績報告書に記載する。  A: 年度計画を十分実施。 B: 年度計画をおおむれ実施。 C: 年度計画をおおむれ実施。 C: 年度計画をおおむれ実施。 C: 年度計画をおおむれ実施。 C: 年度計画をおおむれ実施。 2: 年度計画を規能と呼回っている。 D: 年度計画を掲述を踏まえ、年度計画の大項目ごとに次の1~4段階で評価する。  1: 年度計画を順調に実施している。(すべてA又はB) 2: 年度計画を対むな動順調に実施している。(A又はBが8割以上) 3: 年度計画をおむむ和順調に実施している。(A又はBが8割以上) 4: 業務の大幅な見直し、改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)  (2) 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行(3) 評価に関すたっての基本的な考え方 ① 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに運営について継続的な質的向上に資するものとする。 ② 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく元への説明責任を果たしていくものとする。 ③ 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営の見直しの検討に資するものとする。 ④ 次期中期目標及び中期計画の検討並びに法人の組織及び業務運営の見直しの検討に資するものとする。	
I 中期目標の期間 平成18年4月1日から平成24年3月31日まで	I 中期計画の期間 平成18年4月1日から平成24年3月31日まで		
1 教育に関する目標 公立大学は、次のような 大学は、次のような 大学は、次のような 大学は、次のような 大学は、次のような 大学は、次のような 大学は、次のような 大学士課程教育> 一方成を重視し、会の の育成を重視との を重視との の前のできるができる。 大学では、社会にはののでは、 では、大学には、ののでは、できる では、できるといる。 大学には、大きには、ののでは、できる では、できるがあいて、 関心を有しい、できる はいできるの問題を はいてきるのの にきるのでは、 はいてきるがありて、 はいてきるがありて、 はいできるのでは、 大学には、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのできるのでは、 大学のできるのでは、 大学のできるのできるのでは、 大学のできるのできるのでは、 大学のできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできる。 大学のできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできる	II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組 1 教育に関する目標を達成するための取組		

きる実践的能力を備えた専門職業人(社会 人の再教育を含む。) や研究者の養成を目指 す。			
(1) 教育内容等に関する目標 ① 入学者受入れに関する目標 ア 本学の理念や目標を踏まえた各学部・研究科の入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、積極的に公表する。	(1) 教育内容等に関する目標を達成するための取組 ① 入学者受入れに関する目標を達成するための取組 ア 各学部・研究科の入学者受入れ方針(アドミッションポリシー (※1))を、大学案内などの広報誌やホームページなどの各種広 報媒体を通じて公表する。特に、県内の高等学校などには大学案 内を送付し、入学希望者や進路指導担当者へ直接広報する。1	(H20)(県外講演会については、)新たな取り組みとして評価できる。 さらに知名度を高めるため、今後とも他県での開催を実施されたい。	
イ 適正な入学定員を設定するととも に、多様な選抜方法による入学試験を 実施し、各学部・研究科の入学者受入 れ方針(アドミッション・ポリシー) に沿った学生を確保する。	イ 大学入試制度の状況や入学者選抜の評価、入学者の追跡調査結果等を踏まえ、適切な定員を設定し、入学試験における試験教科・科目の設定、募集人員の配分、推薦入学の選抜方法等を適宜検証し、必要な改善を行う。2		
に加りた子工を確体する。	ウ 優秀な学生・目的意識を持った学生を確保するため、高校とも 連携しながら、説明会、出張講義、オープンキャンパス (※2)等を 実施する。 3	(H19) 学生確保のための高校訪問、進学説明会等の実績に加え、その 効果についての数値を明示され、今後の自己評価に反映されたい。	
ウ 大学院において、社会人の受入れを 積極的に進める。	エ 大学院に進学を希望する社会人を取り巻く環境に配慮し、社会 人特別選抜や昼夜開講を行うとともに、3年以内に長期履修制度 (※3)の導入を検討し、実施する。4		
② 教育内容・方法に関する目標 <学士課程教育> ア 学士課程教育では、幅広い視野や課 題探求能力を身につける教育を重視、 充実する。また、他者と理解し合い、 共生していくため、コミュニケーショ	② 教育内容・方法に関する目標を達成するための取組 <学士課程教育> ア 教養教育と専門教育が一貫した教育体系のもとで教育効果を高 められるようカリキュラム(※4)を編成する。そのための権限と 責任を持った全学的な管理・運営体制を整備する。5		全学部において、1年間で履修登録できる単位数の 上限が設定されていない。
ン能力(議論する能力、英語等外国語 リテラシー)の育成を重視した教育を	イ 学年、学部(学科、専攻、コース)に応じ <u>た</u> キャリアデザイン 教育(※5)システムを構築し、実施する。 <mark>6</mark>	(H21)キャリアフォリオの実質的活用を徹底することにより、さらに 充実したキャリアデザイン教育システムの展開が期待される。	
実施する。  さらに、現実的な課題に柔軟に対応できるよう、地域に学ぶことを重視し、実践的・総合的な教育を充実する。	ため、体験的、実践的な学習を推進する。具体的には、次のよう	(H19)(もやいすと育成プログラムについて)今後、全学的な取組みとして、専門教育とのつながりを図りながらプログラムの更なる充実をお願いしたい。	
	エ 英語教育のカリキュラムについて、各学部の専門領域との連携を図りながら、英語の4技能(読む、聞く、書く、話す)をバランスよく身につけさせるための見直しを行う。また、授業等でのCALL(Computer Assisted Language Learning)(※9)の活用やTOEIC®(※10)等の単位化等を引き続き行うとともに、学生の能力・意欲に応じた履修が可能となるようカリキュラムを見直す。  文学部英語英米文学科においては、専門教育との連携を図りながら、英語コミュニケーション能力の一層のレベルアップを図り、卒業時までにTOEIC®800点以上を目指す。8		
	オ 英語以外の外国語教育については、異文化理解の促進や言語教育の多様性を確保しつつ、目的や必要性、学生のニーズを踏まえたものとなるよう、位置づけの明確化及び教育内容の見直しを行う。 9		
	カ 情報教育においては、次のような取組を行う。 (ア) 高校における情報教育との継続性を図り、コンピュータ利 用スキル(タッチタイピング能力、文書作成能力、データ集 計能力、情報検索・発信能力、プレゼンテーション能力)と ともに、情報モラルを習得させるための情報処理基礎科目を		

	全学共通の必修科目として設定する。 (イ)各学部の専門領域との連携推進の観点でカリキュラムの点 検・見直しを行う。 (ウ)授業において情報機器を積極的に利用する。		
	キ 双方向性の確保により授業内容を充実するため少人数教育を行う。[1]		
	ク 実践的・実務的科目については、理論と実務を融合させるため、 実務家による講義を実施する。[12]		
	ケ 研究成果発表会や各種コンテスト等を通じて、ディベート、ス ピーチ、プレゼンテーションなど各学部の特性に合った総合的コ ミュニケーション能力育成のための取組を実施する。[13]		
(ア)教養教育では、幅広い視野や考え方、豊かな人間性を育むとともに、学生の課題探究心や主体的に学習する意欲を引き出し、社会の関心、職業観を身につけさせる教育を行う。	コ 教養教育と専門教育の管理・運営体制を整備し、現行カリキュ ラムの見直しを行い、全学共通のカリキュラムを編成・実施す る。14	(H18)教育内容・方法充実の柱となるカリキュラム改正については、十分な審議のうえ対応されることを期待する。 (H18)改革を行うにあたっては、その検討の過程や方向性を常に明確にし、外部に対する情報発信が積極的に行われることを期待する。特に学生や受験生に対しては、カリキュラムや入試科目等の変更が直接的に影響するため、混乱を防止するという観点からも、対応を期待する。	
	サ 全教員が教養科目の開講・運営に関与する。[15]		
	シ 学生の基礎的な学習能力を高めるため、1年前期に導入基礎教 育として実施しているプレゼミナール(※11)を充実する。 <mark>[16</mark>		
	ス 「新熊本学」(※12)等の地域関連科目の内容を充実するとと もに、体系化して教養教育の領域として設定する。		
(イ)専門教育では、生涯学び続ける 基礎を培うため、専門基礎を正確 に把握させる教育と、広い視野を 持ち、学問を総合的に把握し、課題 を探求できる幅広い教育を行う。	〔専門教育〕 セ 時代の変化や要請に的確に対応した教育を行う。また、教育課 程について、総合性と専門性のバランスのとれた系統的なものと なるよう、授業科目の点検・評価を実施し見直しを行う。[18]	(H19) 時代の変化や要請に的確に対応した教育が行われているが、学 生の社会分析力の向上の視点からも検討を願いたい。	
と述べてこる。	[文学部] 高度な人文的教養の涵養と、地域社会や国際社会に貢献する職業人として能力育成を目指し、社会や学生のニーズ等に対応しながら、学部のカリキュラム及び体制の見直しを2年以内に検討し、より充実した教育を実施する。[19]		
	[環境共生学部] 環境に関する諸問題を認識するとともに、環境共生に係る知識 や関心を専門的に深化するためのカリキュラムを引き続き実施す る。また、現場での体験、実地調査を重視し、実証的な教育を実 施する。 <u>20</u>		
	[総合管理学部] 社会における諸問題の発見とその解決に向けた政策立案能力と、それを実践する実行力を持つ有為な人材を育成するために、幅広い視点を持ちつつも、深い専門性を持つことができるよう、第4セメスター(※13)以降において4つのコース(「パブリック・アドミニストレーション」「情報管理」「地域・福祉ネットワーク」の各コース)を設定する。併せて、学生が明確な目的意識を持ち、学習できるよう指導する。[2]		
	ソ 学年、学部(学科、専攻、コース)に応じたキャリアデザイン教育システムを構築し、実施する。(再掲) タ インターンシップ(※15)やキャリアガイダンス(※16)を充実する。22		
	[文学部] 専門性はもとより、より質の高い教員の養成を図るため、各学 科の専門教育と学科を越えた学部共通カリキュラムについて検討 し、実施する。 23		

1		L	L
		(H19) 管理栄養士については、中期計画目標である合格率 90 %以上の達成に向けた取組みを続けられたい。 (H21) 管理栄養士国家試験の合格率 90%以上とするための支援の強化(など) 到達すべき水準に至るまでには更なる取組みの強化が必要。	
	[総合管理学部] 教員免許、システム・アドミニストレータ(※17)をはじめと した卒業後役に立つ資格の取得に向けた支援を強化する。 25		
イ 教育効果の向上を図るため、多様な 教育方法や手段を講じる。	チ きめ細やかな教育を行うため、大学院生によるTA(Teaching Assistant)(※18)制度を充実する。 <sup>26</sup>		
	ツ 効果的な授業の実施・補完、自己学習の支援等のため、e-ラ ーニング (※19) を導入する。 <sup>27</sup>		
	テ 幅広い科目を提供するため、他大学と連携し単位互換制度(※ 20)の拡充を図る。 <u>28</u>		
	ト 高校や県教育委員会等との連携により高校教育と大学教育双方 の充実改善に資する高大連携の取組を推進する。29	(H19)(高大連携について) 今後の取組みの継続と成果を期待する。	
<大学院教育> ア 修士課程(博士前期課程)においては、幅広く、高度な知識を修得させるための体系的な教育を持ったともに、	<大学院教育> ナ 大学院教育の点検評価を行い、博士前期課程と博士後期課程の関連を考慮しつつ、各研究科の目的に応じた教育課程の改善を行う。   30		・全研究科において、学位授与方針(※ディプロマポリシー)が学生に明示されていない。(学位授与方針が定められておらず・・)
理論的知識や能力を基礎として実務に 応用できる能力を身につけさせる実践 的な教育を行う。 博士課程においては、高度な知識と 幅広い視野をもって自立して研究を遂 行できる能力を身につけさせるための 教育を行う。			・《全研究科》博士後期課程において、・・退学した後、再入学などの手続を経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは、適切ではない。課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。
教育を11万。	ニ 社会人の学生に関する教育状況を踏まえ、社会人のニーズに応えうる履修モデルやプログラムを3年以内に検討、実施する。 [31]	(H19) (昼夜開講に) 長期履修制度の導入と併せて、今後の社会人志願 者数の増加につながることを期待する。	・18時からの開講のため、社会人学生が授業開始に間に合わない事例が多いので、社会人受入に対する一層の配慮が望まれる。
	ヌ 学生に教育トレーニングの機会を提供するとともに、大学院教育と学部教育との連携を図るため、TA制度の現状を点検し、運用の改善を行う。 32		
	ネ 学生の研究遂行能力を育成するため、RA(Research Assistant)制度(※21)の導入を3年以内に検討、実施する。 [33]		
	[文学研究科] 言語・文学・文化に関する教育研究を充実するため、博士課程 の設置を目指し、今後の社会ニーズや文学研究科の今日的意義、 学部教育の見直しも踏まえて、教育研究の目標、体制及びカリキ ュラムを見直す。[34]		・学位論文審査基準が、学生に明示されていない ので「大学院履修要項」などに明示することが望 まれる。
	[環境共生学研究科] (ア)多様化する環境問題に対処し、自然環境と人間活動の共生を具体的に実現する資源循環型社会の構築を目指して、環境共生の基本理念のもとに、専門性を追求し、地域社会のニーズに対応した環境共生に関する教育研究を行う。 (イ)自ら研究課題を立案・計画し、成果を論文としてまとめる能力を育成するための指導を行う。そのため、高度な分析技術を修得できるよう指導する。 (ウ)学生が研究成果を広く海外にも発信できるよう、英語によるプレゼンテーションや論文を作成する能力を育成する。35		・学位論文審査基準が、学生に明示されていない ので「大学院履修要項」などに明示することが望 まれる。
	[アドミニストレーション研究科] (博士前期課程) 公共経営・企業経営・情報管理・看護管理の4コース制を導		

③ 教育の質の向上に関する目標 ア 教員一人ひとりが、教育を重視、充実 することの重要性を認識し、社会の要	入することにより、多方面からアドミニストレーションの基本概念の修得を目指し、地域社会の要請に応える問題発見・解決型の教育研究を実践する。 (博士後期課程) 社会の様々な分野で生じる諸課題を高度な知識と判断力によって多角的・総合的に解決するための研究教育を実施するとともに、アドミニストレーションの理論をより一層深化、発展させることによって課題解決の適切さと確実度を高める教育研究を実践する。 また、博士前期課程のコース制導入を踏まえ、博士後期課程についての見直し検討を2年以内に行う。36  ③ 教育の質の向上に関する目標を達成するための取組ア大学全体として取り組むべきFD(Faculty Development)(※22)研修と各学部で実施するFD研修とを体系化して実施・充実	(H18) F Dの実施については、一層の充実と取組みの継続を期待する。	
請、学生のニーズに対応した教育を行っため、教員の教育力を向上させる。	する。 <u>37</u>		
イ 教育の質の向上のため、教育活動に ついて、適切な評価、改善を行う。	ついて、アンケート結果を授業の改善に用いるとともに、アンケート結果を公表する。また、アンケートの内容や実施方法について検証し、改善する。 [38]	(H19)授業へのより効果的なフィードバックを行うため、学生による 授業アンケートの実施方法等の見直しを随時行われたい。	《環境共生学研究科》授業アンケート・授業参観の実施といった取組みは行われていない。この点に関しては、全研究科としての視野からの取組みが望まれる。
	ウ 教員の個人評価の結果を教員にフィードバックし、教育改善に つな <u>げ</u> る。また、評価内容、実施方法について検証し、改善を図 る。 <sup>[39]</sup>		
(2) 教育の実施体制等に関する目標 ① 教育研究の進展や時代の変化、社会の 要請、学生のニーズに柔軟に対応し、大 学の教育目標を実現するために必要な体	編、見直しを行う。 <mark>40</mark>		
制を整備する。	② 教養教育と専門教育が一貫した教育体系のもとで教育効果を高められるようカリキュラムを編成する。そのための権限と責任を持った全学的な管理・運営体制を整備する。(再掲)41		
② 教育の成果に関する目標を効果的に達成するために適切な教職員の配置を行う。	③ カリキュラム編成に基づいた教員人事(採用)計画を作成し、退任教員の後任採用はその計画に基づいて行う。 42		専任教員の年齢構成については、全学部で年代に よって偏りがみられることから、全体的な年齢構 成のバランスを保つため、若壮年層の採用により 順次改善されることが期待される。
	<ul><li>④ カリキュラムの見直しに際しては、できる限り専任教員による授業対応を目指す。43</li></ul>		
	⑤ 限られた人数の教員による教育研究の限界性を補完し、広範な教育研究活動を展開するため、客員教授あるいは特任教授(※23)等の制度を導入する。144		
	⑥ 教育活動への支援を充実させるため、職員を適正に配置するとともに、職員の専門性を高めるため、SD(Staff Development)(※24)研修を行う。45		
③ 学生の学習意欲及び教育効果の向上を 図るため、学生の学習環境を適切に整備 する。	<ul><li>⑦ 学生が学習目標を設定できるように科目体系を明らかにし、養成すべき人材を育成する履修モデルを示すとともに、シラバス(※25)等により各授業科目の位置づけを明確にする。46</li></ul>		
	⑧ シラバスをデータベース化し、学内、学外からのニーズに対応するシステムを構築する。47		
	⑨ GPA(Grade Point Average)制度(※26)により成績優秀者に対しては、表彰や特典を与え、成績不振者に対しては、履修指導を実施する等、学生の自主的・意欲的な学習を喚起する。48		
	⑩ 休・退学、留 <u>年</u> 者等の実態を調査し、各学部において組織的な対 応策を講じる。 <u>49</u>		
	① 学部・学科間の横断的履修を可能とするために、学部・学科相互 間の履修を原則自由とし、単位認定を行う。50		

I	I	l	LI
	① 一定の成績条件を満たしている学生については、原則として転学 部、転学科、転専攻を認める。 [5]		
	③ 成績優 <u>秀</u> 者に対して早期卒業制度(※27)の導入を3年以内に検 討する。 <u>52</u>		
	① 個々の学生を在学期間を通じて担当教員がサポート・アドバイス する体制を充実する。 <u>53</u>		
	⑮ 学習や将来の進路等、学生の様々な悩みに対応するためのオフィスアワー制度(※28)を引き続き実施する。54		
	⑩ 学術情報メディアセンター図書部門の文献の充実を図るとともに、データベースの共同利用等によるネットワーク機能の充実を3年以内に検討、実施する。 55		「地域性の重視」に基づいて、郷土の貴重文献を 集め、保管しようとしている。現在まだ十分では ないが、理念を尊重して収集整理していけば、「熊 本学」の拠点になると期待される。
	⑪ 利用者のニーズに対応して、学術情報メディアセンター図書部門 の開館時間延長や日曜開館、外国語教育部門の夜間・休日開館を実 施する。 <u>56</u>		
	⑱ 講義室や実験室等を計画的に整備し、充実を図る。[57]		《総合管理学部・アドミニストレーション研究 科》大演習室とコピー室を <u>兼</u> ねた資料室はある が、共同研究室はない。※ 57 で良いか。
2 研究に関する目標 (1) 目指すべき研究の方向及び水準に関す る目標	2 研究に関する目標を達成するための取組 (1) 目指すべき研究の方向及び水準に関する目標を達成するための取 組	(H18) 学長特別交付金制度の改革など、限られた財源の有効活用と研究水準の向上に向けた取組みが始まっており、今後の広がりを期待す	
<ul><li>① 人文、社会、自然の3分野を有する本学の特色を生かした学際的な研究や基礎研究を推進する。</li></ul>	① 学長特別交付金制度(※29)の活用等、学長のリーダーシップに基づき、学際(※30)的な研究や教育内容·教育方法の開発のための研究等を支援する。 58	る。 (H19)学長特別交付金事業の効果的な運用と学部横断プロジェクトの 研究に取り組まれている。今後の更なる拡充を期待する。	
		(H21)研究の充実に関しては、・・その成果を・・発展させ、地域実学主義による教育の充実を図られることを期待する。※ 58 で良いか	
② 地域のニーズに積極的に対応するため、地域課題の解決に寄与する研究活動を推進する。	② 地域活性化や環境問題、地域文化の継承・創造などの地域の二一 ズに積極的に対応する研究活動を地域貢献研究事業(※31)や受託 研究制度も活用しながら行う。59	(H18) 大学全体はもとより、各学部の専門分野においても積極的に地 域貢献研究として取り組まれており、引き続き継続した取組みが進め られるとともに、更なる充実を期待する。	
	[文学部] 熊本方言の研究、熊本に残る歴史的資料の調査研究、文学作品 と熊本の関わりなどについて、多角的な観点から地域文化研究の 深化を図る。 <u>60</u>		
	[環境共生学部] 重点研究領 <u>域</u> として、「地域の環境保全とその適切な利用」を 設定する。 <u>61</u>		
	[総合管理学部] 重点研究領域として、人口減少社会における地域経営、市町 村合併、コミュニティビジネス(※32)などの地域の発展に貢 献する研究領域を設定する。 <u>62</u>		
	③ 地域貢献研究事業や受託研究制度の活用により、県や市町村の行 政課題解決に資する研究を推進する。また、教員が地域課題に対応 した研究テーマを主体的に提案する地域貢献研究を充実させる。63		
③ 国内外における優れた研究水準を確保・維持する。	④ 科学研究費補助金(※33)等の外部研究資金について、全教員の 申請を目標とする。64		
	⑤ 国内外の大学・研究機関との交流を推進し、共同研究や研修等を 通じて研究水準を向上させる。65		
	⑥ 学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表に努めることと し、学問領域の特性に応じて次のとおり目標を設定する。 <u>66</u>		

1		1	
	[文学部] 各教員において、5年間に論文2編相当以上の発表を目標と する。 <mark>67</mark>		
	[環境共生学部] 各教員において、5年間に、査読付き論文 (※34) あるい は著書、特許もしくはそれに準じるものを5編以上発表または 取得することを目標とする。 68		
	[総合管理学部] 各教員において、5年間に3編以上の論文等の発表を目標と する。69		
	⑦ 学部、学科、専攻別にまとめて、毎年の発表論文及び学会発表に 関する情報をホームページ等で公開する。 <sup>70</sup>		
④ 研究水準の向上のため、研究活動について、適切な評価、改善を行う。	⑧ 研究活動・業績について、個人評価制度等による点検・評価を行い、改善に努めるとともに、研究活動を活性化するためのシステムを整備する。 ア 教員研究費については、経費執行の実態や個人評価の結果を踏まえ、適正配分及び有効に利用するためのシステムを整備する。 イ 教員の研修の充実を図るため、研修成果発表の機会設定等により、海外・国内研修(留学)について、研修条件、派遣人数、期間等のあり方を見直す。 71		
(2) 研究実施体制等に関する目標	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための取組		
① 国内外における優れた水準の研究を推進するため、効果的な研究環境を整備する。	① 学長特別交付金制度を活用し、学長のリーダーシップに基づき、 特徴ある研究に予算を重点配分する。[72]		
<b>৩</b> .	② 学術情報メディアセンター図書部門の文献の充実を図るとともに、データベースの共同利用等によるネットワーク機能の充実を3年以内に検討、実施する。(再掲) [73]		(再掲) 「地域性の重視」に基づいて、郷土の貴重 文献を集め、保管しようとしている。現在まだ十 分ではないが、理念を尊重して収集整理していけ ば、「熊本学」の拠点になると期待される。
	③ 各種研究助成金等の公募情報の収集・提供及び申請事務等につい て支援体制を充実する。74		
	④ 知的財産の取得、管理を機能的に行うための体制を整備する。75		
	を作成し、順次更新する。76	(H18) 研究設備の更新は、財政的な負担を伴うことから、計画的な実施が望まれる。学内機器の実態調査の結果を基に、設備更新計画の早急な策定を期待する。	《環境共生学部・環境共生学研究科》機器の使用 年数が10年を経過していることによる保守管理 の充実及び機器更新の仕組み作りが望まれる。
	⑥出版助成制度(※35)導入について3年以内に検討、実施する。 77		
② 地域や産業界との連携による研究活動を促進するため、学内体制を充実させる。	⑦ 地域貢献の総合窓口である「地域連携センター(※36)」において、研究員の受け入れや地域課題の研究や試験研究機関・地域企業との共同研究を推進する。ア 「環境共生学部研究支援室(アクセス、ACCESS)(※37)」の活用により、他大学、研究機関、地方公共団体、民間企業・団体等の外部機関との研究協力を推進する。イ 健康科学、食育、食・環境分析、食のリスクコミュニケーション(※38)、バイオテクノロジー等の立場から食・環境科学を志向した研究情報機能充実のため、「地域連携センター」に食環境研究情報室を設置する。78	れており、拠点としての機能の発揮と積極的な活動を期待する。	
3 地域貢献に関する目標	3 地域貢献に関する目標を達成するための取組	(H19) 自治体のニーズに対応した研修プログラムを策定し各種支援	
(1) 県や市町村との連携を深め、県政や市町村行政を支援するシンクタンク機能を充実、強化する。	(1) 県政や市町村行政を支援するため、県や市町村からの依頼研究や 受託研究、自治体の政策形成過程への参加、研修講師の派遣を積極 的に行う。[2]	を行う等、特色ある取組みがなされている。今後の拡充を期待する。	
		(H18) 食に関するフロントランナーとしての役割を期待する。 (H19) 食育の日に関する取組は、地域と連携した特色ある取組みと認 められる。今後の推進継続と充実を期待する。	

	¦ 携する。 <mark>80</mark>		
	[総合管理学部] 県内企業や団体職員の研修プログラムを開発する。 <u>81</u>		
	(2) 地域貢献研究事業や受託研究制度の活用により、県や市町村の行政課題解決に資する研究を推進する。また、教員が地域課題に対応した研究テーマを主体的に提案する地域貢献研究を充実させる。 (再掲)82	(H19) 包括協定自治 <mark>体</mark> と連携した研究(地域貢献研究事業、受託研究等) について、実践的な取組みが図られている。今後の拡充を期待する。	
	(3) 県と本学の定期的な協議、意見交換の場を設置する。 83		
(2) 地域、産業界との連携を推進し、研究成 果の地域への還元を積極的に行う。	(4) 様々な地域 <u>課</u> 題について試験研究機関・地域企業等との共同研究 を推進する。 <u>84</u>	揮し、その研究成果をなお一層地域に還元することを期待する。 (H21) 研究機関としての機能を活かして取組み、その成果を地域に還	
		元した。・・・今後ともこの種の研究活動の活性化を期待する。 (再掲)(H18) 大学全体はもとより、各学部の専門分野においても積極的に地域貢献研究として取り組まれており、引き続き継続した取組みが進められるとともに、更なる充実を期待する。	
	[文学部] 県、市町村の教育委員会や、文化関係の団体・施設と連携し、 地域文化についての共同や調査を推進するとともに、研究の成果 を集積し、地域及び学外機関に発信する。 <u>85</u>		
	[環境共生学部] 「環境立県くまもと」や食の安全安心、食育等の推進のため、 県の関係部局及び試験研究機関並びに企業等とも積極的に連携す る。(再掲) <u>86</u>	(再掲) (H18) 食に関するフロントランナーとしての役割を期待する。 (再掲) (H19) 食育の日に関する取組は、地域と連携した特色ある取組みと認められる。今後の推進継続と充実を期待する。 (H21) 成果を地域に還元した。今後ともこの種の研究活動の活性化を期待する。	
	[総合管理学部] よりよい地域社会の実現に向けて、NPOや福祉・ボランティ アグループ等との連携をより強化しながら、地域の抱える諸課題 の解決に協力して取り組む。87		
	(5) 広報媒体を活用し、学内の研究者・研究 <u>情</u> 報など産学連携に結び つく本学の資源を積極的に情報発信する。 <u>88</u>		
	(6) 本学の各種の公開講座により、各教員が積極的に研究成果の地域 への還元を行う。また、各学部において、「研究成果報告会」を開 催することにより、教員の研究成果を地域に還元する。89		
	(7) 研究成果の産業界への移転を促進するため、熊本工L O(Technology Licensing Organization) (※40) を活用する。90		
	(8) 小・中・高等学校等に対し、講演会・研修会の講師や委員会委員 の派遣、出張講義等を行う。県教育委員会や文部科学省の研究指定 校等との連携により高校教育と大学教育双方の充実改善に資する高 大連携の取組を推進する。91		
	(9) 熊本県内大学・高専によるコンソーシアム(※41)に積極的に参 画する。92		
(3) 県民の多様な生涯学習ニーズに対応 し、県民の学習・交流拠点としての役割 を果たす。	(10) 地域の生涯学習ニーズ等に対応するため、本学が行う公開講座について、各教員が積極的に関与する。 ① 大学の正規の授業を県民に公開する「授業公開講座」については、教員1人あたり1科目開講を目標として公開に取り組み、県民に生涯学習の機会を提供する。 ② 県民の生涯学習ニーズにさらに対応していくため、大学の教育・研究資源や県民のニーズを踏まえながら、県民や市町村職員を対象として行う「特別出前講座」等の各種講座を開設する。 93	なる地域還元を期待する。	17 回の公開講座やセミナーを開いた。しかし、まだ単発的で、体系化はされていない。
	(11) 県や他大学と連携して実施している「くまもと県民カレッジ(※ 42)」等の生涯学習講座に、本学の教育・研究資源を生かし、積極的 に参画する。		

	また、地 <u>域</u> の様々な団体が主催する講演会等に、積極的に講師派 遣を行う。 <u>94</u>		
	(12) 県民の生涯学習の場として大学施設の活用を推進する。95	(H19)県民の生涯学習の場としての今後の大学施設活用推進に努められたい。	
	(13) 地域での講演会、シンポジウム、イベント等の会場として、大学 の施設開放を実施する。 <u>96</u>		
(4) 大学が行う地域の課題解決のための活動と学生に対する教育とが一体となった 取組を推進する。	(14) 地域の課題を教材とする受託調査・受託研究事業等を積極的に活用し、地域の課題を教材とすることで、それらの解決法を提案・支援するとともに、学生の受託調査等への積極的な参加を推進する。[97]	(H19)県内自治体のニーズに対応した受託研究、研修等が行われている。今後の更なる充実を期待する。	
	(15) 「もやいすと」育成プログラムにより、学生の地域調査活動等を とおして地域の課題解決支援を行う。(再掲) 98	(H20)「もやいすと」育成プログラムなど地域実学教育については、・・課題を抽出できるような教育プログラムにより展開されることを望む。	
(5) 行政機関、企業、試験研究機関、市民 団体、NPO等との連携を深めながら大 学全体として地域貢献を果たすため、組 織体制を充実する。	(16) 大学全体としてさらに地域貢献に取り組むため地域貢献の総合窓口である「地域連携センター」にコーディネーターや職員を配置し、積極的な県民ニーズへの対応や研究成果の還元等を行う。99		
4 国際交流に関する目標 (1) 学生に異文化への理解を促し、グローバルな視点から物事を考え行動することのできる能力を育成するため、学生の国際交流を推進する。	4 国際交流に関する目標を達成するための取組 (1) 長期の国際交流ビジョンを策定し、具体策を推進する。 100	(H18) 国際交流ビジョンの策定がなされており、ビジョンに基づいた 着実なる施策の推進を期待する。 (H19) 国際交流ビジョンに沿って各種取組みが推進されており、今 後の全学的・実践的な取組みを期待する。	《総合管理学部、大学の理念に《国際性の推進》の推進が掲げられている。、教育・研究交流の更なる発展が望まれるもとからな取組みな交流の学学には、大学には外大学である。・・・学部には、大学にはおりの組織的な事がである。・・・ど層のは、大学にはおりのである。・・ど層のは、一次にはおりのである。・・と層のを対したが、は、おり、大では、は、おり、大学のでは、は、からのででで、流には、からのでは、がらのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのででで、でのの出し、からのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは
	(2) 協定校へ <u>の</u> 留学や短期研修を推進するとともに交流内容を改善、 充実する。 <u>[101</u>	(H19)海外留学、研修等の成果を積極的に地域にフィードバックされたい。	
	(3) 恒常的に交流が可能な新たな大学の発掘を進める。 $\overline{102}$		
	(4) 協定校以外への海外留学や語学研修、海外でのインターンシップ やボランティアへの参加等を希望する学生に対して必要な情報提、 助言等を行う。 103		
	(5) 後援会(※43)と連携し、ゼミや研究室等による海外大学との交 流事業や海外での調査研究事業を奨励・支援する。[104]		
	(6) 十分な日本語 <u>能力と高い修学・交流意欲を持った留学生の受け入</u> れを推進する。 <u>[105</u>		
	(7) 日常的な国際交流を促進するため、留学生との交流スペースを確 保する。 <u>[106</u> ]		
	(8) 大学 <u>院生</u> の国際会議・学会等での研究発表及び参加を奨励・支援 する。[ <u>107</u> ]		
(2) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、研究者交流や国際共同研究等、教職員の国際交流を推進する。	(9) 教職員の海外留学·海外出張·研修等の実施や、海外からの研究者 <del>や研</del> 修者の受け入れを積極的に行うため、支援体制を充実する。 [108]		
(3) 学生や教職員の国際交流を推進し、本	(10) 留学生への支援、学生や教職員の国際交流を推進するため、学術		

学の教育・研究の充実を図るための組織 体制を整備する。	情報メディアセンターの有効活用や職員の適正配置等により、組織体制を見直す。 109		
5 学生生活支援に関する目標	5 学生生活支援に関する目標を達成するための取組		
(1) 学生の視点に立った教育の充実、学習 環境の整備を行うため、大学運営に学生 意見を反映させる。			
	(2) 学生の意見を収集する機会を増やす。 ① 学生の意見を収集するため、学生と学長の懇談会や留学生オリエンテーションを開催するほか、学長への提言広場の活用を促進する。 ② 学生の現況、要望を的確に把握するため、学生自治会と連携して教育・学生生活全般にわたるアンケート調査を実施する。		
	(3) 学生との連携により学習環境の改善、大学生活の充実を図る。 ① カリキュラム、授業内容、就職支援事業等の充実・改善等及び学 習環境の維持・改善等に学生要望を反映させる。 ② 大学内の生活環境改善、安全性確保に学生要望を反映させる。 [12]		
(2) 学業に専念できる経済的支援体制を整 備する。	(4) 授業料減 <mark>免、</mark> 各種奨学金等の経済的支援制度について的確に情報 提供する。 <u>[113</u>		
	(5) <u>新たな奨学資金の獲得に努め、経済的な支援体制を整備する。</u> [ <u>114</u> ]		
	(6) 授業料、入学金について、減免制度の見直しを行う。 <sup>[115]</sup>		
(3) 学生相談体制等の整備を図るとともに、人権侵害全般の防止体制を整備し、学生が安心して安全な学生生活を送ることができる環境を整備する。	<ul><li>(7) 学生が相談し易いように人的体制及び施設面で必要な整備を進める。</li><li>① 専任カウンセラー及び精神科医(非常勤)の配置又は保健師の常勤化等により人的体制を充実する。</li><li>② 気軽に訪問できる場所に保健室、学生相談室を配置する。</li></ul>		
	(8) 障害・疾病のある学 <u>生</u> に対し、ソフト・ハード両面での支援のた めの取組を推進する。[117]		
	(9) 留学生の学習意欲を高めるために、相談窓口、日本語及びその他 の研修プログラムの充実によるサポート体制を整備する。[118]		
	(10) セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するための調査を毎年 実施し、調査結果を啓発及び防止対策へ反映させる。[119		
	(11) 学内での人権侵害全般の防止体制を整備する。[120]		
(4) 就職支援体制を整備し、就職支援事業 を充実する。	(12) 各学部の就職支援体制を充 <u>実し</u> 、学部、学科、専攻、ゼミ単位で の就職支援事業を推進する。[121]		就職セミナー参加者数が6割にとどまるなどの点はあるが・・・・
	(13) 就職センターの機能充実を図り、就職情報収集力を強 <u>化す</u> るとと もに、学生ヘホームページ等から就職情報を提供する。 <u>122</u>		
	(14) 本学 <del>後援</del> 会、紫苑会(同窓会)等との連携により就職支援を充実 する。[123]		
	(15) 本学後援会との連携により、語学力向上、資格取得等のための講 座及び助成制度について、社会ニーズを踏まえ、常に有効な支援制 度となるよう整備する。[124]	(H19) キャリアアップのための資格試験講座については、受講者数の 増加と合格率の向上に努められ、受験生やその保護者に向けた積極的 なアピールを行われたい。	
(5) 学生の課外活動を支援し活性化すると ともに、学生と連携して学習環境整備、 学生生活支援を充実する。	<ul><li>(16) 学生のボランティア活動への主体的な参加を支援する。</li><li>① ボランティア活動に必要な実践的知識を習得できる研修会を開催する。</li><li>② ボランティアサークルとの連携などにより、ボランティア活動に関する学生への情報提供や啓発を行う窓口を設置する。</li></ul>		
	(17) 本学後援会との連携により、サ <u>ー</u> クル活動や学生の自主的な活動 活性化のため、環境整備を行う。[1 <u>26</u> ]		

	中期計画		熊本県公立大学法人評	価委員会の評価結果		特記事項
<b>中州日保</b>	中 <del>期</del> 計画	H18	H19	H20	H21	※平成23年度年度計画の記載、大学基準協会の評価結果等
<ul><li> Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</li><li>1 運営体制の改善に関する目標</li><li>(1) 理事長と学長のリーダーシップのもと、「環境の変化に迅速に対応できる組織体制」及び「権限や役割と責任の所在</li></ul>	Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取 組	A 19 ※ B 4 C 1 1 大項目 2	A 20 B 5 C 1 大項目 2	A 25 B 1 C — 大項目 1	A 20 B 6 C — 大項目 1	※ H18 は、 137 ~ 139 を 1 項目として取り扱っているため、評価項目数が他年度に比し、2つ少ない。
織体制」及び「権限や役割と責任の所在 が明確な組織体制」を整備する。 特に、企画機能を強化するための組織 体制の整備を図る。	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための取組 (1) 組織体制の整備 ① 理事長を中心とした法人経営の実施、学長を中心とした 教育研究活動の充実を図るため、理事長と学長の権限と責	(A) (組織体制について) 今 後は、中期目標で指示された意思決定過程及び効率 施過程の明確化及び効率 化の達成に向け引き続い ての整備を期待する。	(A)	(A)	(A) 学位授与方針の明確化 とカリキュランの明確は 大きな全学のが推進し は大きで、は何がな問題であるのではするのではいるのでは あたっとがののではいでのようのがでいる。 で、がでいて はないでといて はないでというでがある。 で、が、だいのとのがである。 で、が、だいのとのでは はないのとのでは はないのとのでは はないのとのでは はないのとのでは はないのとのでは はないのとのでは はないのとというでは はないのというでは はないのというでは はないのというでは はないのというでは はないのというでは はないのというでは はないのといるというでは はないのというでは はないのというでは はないのといるといるといるといる はないのといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	
	② 学部長や附属機関の長については、その権限と責任を明確化し、中期目標や中期計画をはじめとした全学的な方針に基づいた運営を図るため、学部や附属機関の運営に関する責任者として位置づける。 [128]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	③ 学内における合意の形成及び円滑な実施を図るため、理事長を議長とした運営調整会議を設置する。併せて委員会中心の学内の意思形成を図るため、各委員会の再編統合を行う。[129]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	④ 運営調整会議については、理事長と学長のリーダーシップに基づく執行の確保と学内での意思形成との両立及び調和を図るため、委員会、学部教授会及びプロジェクトチームとの企画及び執行調整体制を確立する。[130]	(B)	(A)	(A)	(A)	
	⑤ 教授会や研究科委員会については、その審議事項を各学 部や研究科の教育研究に関する重要事項に精選する。[131]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	⑥ 事務局については、教員と事務局職員との協力連携による一体的運営を図るため、体制を強化する。[132]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	⑦ 適正で効率的な大学運営を行うため、会計処理における チェック体制の整備など内部監査体制について検討すると ともに、監事による業務監査及び会計監査を適切に実施 し、業務に反映させる体制を整備する。[133]	(B) より透明性を確保すると の観点からも、内部チェ ック体制の可能な限り早 期の整備を期待する。	(A) 今後は、会計の専門性 を備えた職員の育成に 力を入れられたい。	(A)	(A)	
(2) 意思決定過程及び実施過程の明確化及 び効率化を図る。	(2) 意思決定過程及び実施過程の整備 経営に関する事項と教育研究に関する事項について、調整の効率化を図るため、それぞれのプロセスを整備し明確 化す <u>ると</u> ともに、運営調整会議を中心に全体の調整を行 う。 134	(A)	(A)	(A)	(A)	
(3) 学内の人材や情報の有効活用と学外者 の積極的な参画を図る。	(3) 学内の人材や情報の有効活用と学外者の積極的参画 バランスのとれた組織運営を行うため、学内の人材や情 報を掘り起こし、その有効活用を図るとともに、学外理事 や各審議機関の学外委員との十分な情報の共有化を図りつ つ、これらを通して学外からの情報を広く取り入れる。	(A)	(A)	(A)	(A)	
(4) 学生の視点に立った大学運営を進め る。	(4) 大学運営への学生意見の反映 大学の運営に関し、学生への情報の開示に努めるとと <del>も</del> に、学生の意見を反映させるための仕組みを検討する。[136]	(B)	(B) より一層学生の意見を 大学運営に反映させる 取組みに努められた	(A)	(A)	

			ر۱ <sub>°</sub>			
2 教育組織の見直しに関する目標 現代社会や地域のニーズの変化に対応し つつ、教育研究に関する目標を達成するため、学部学科や附属機関等の教育研究組織 のあり方について不断に検討し、適切に対 応する。	2 教育組織の見直しに関する目標を達成するための取組  (1) 学部・学科等の再編 教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応した教育を行うための検討を不断に行い、必要に応じて学部・学科等の再編、見直しを行う。 [137] ~ [139]	(A) 学部学科の再編は、早急な検討と見直しの決定が行われている。次年度以降においても不断の検討と充実を期待する。	等に応じた検討を継続	(A)	(B)	(注)当該項目は、年度計画と して3項目(H18は1項 目)として算定されている。
	(2) 地域連携センターの設置 地域や産業界との連携による研究活動の促進を図り、積極的な県民ニーズへの対応や研究成果の還元を図るため、地域貢献の総合窓口として「地域連携センター」を設置し、コーディネーターや職員を配置する。[140]	(A) 地域連携センターについ ては、地域に貢献する大 学への着実な推進のため の更なる充実を期待す る。	(A)	(A)	(A)	
	(3) 学術情報メディアセンターの設置 附属図書館、外国語教育センター及び中央コンピュータ 室を「学術情報メディアセンター」に統合し、IT化の推 進による業務の効率化を図りながら、学内はもとより地域 をも視野にいれた学術情報サービスの提供について検討 し、実施する。[14]	(A) 学術メディアセンターに は、各附属機関の統合に よる効果の発揮を期待す る。	一において)今後は、	(A)	(A)	語学学習支援室LLCを整備 する。
3 人事の適正化に関する目標	3 人事の適正化に関する目標を達成するための取組	(A)	(B)	(A)	(A)	
教育研究活動を活性化するための人事・ 評価制度を構築する。	(1) 教員の職務の特殊性を踏まえ、創造性や専 <u>門性</u> がより発 揮できるよう裁量労働制の導入を検討する。 <sup>[142]</sup>	裁量労働制導入が、教育 研究活動の発展に繋がる ことを期待する。	裁量労働制導入以降の 課題等について、検証 を行われたい。			
	(2) 地域貢献、産学連携等を <u>一</u> 層促進するため、兼業・兼職 制限の基準の緩和を図る。[143]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	(3) 教職員個人の業績をより適正に評価する制度を検討する とともに、その評価結果を、社会一般の情勢を考慮 <u>し、</u> 教職 員の給与や処遇に反映させる仕組みを検討する。[144]	(C) 個人評価制度は給与や処 遇と関連することから難 しい問題も付随してくる が、導入に向けた検討を 引き続き行われることを 期待する。	評価結果の活用法については課題も多いため、慎重な検討をお願	╎評価結果の活用法等に ├ ついても引き続き十分	(A)	教員の昇任・昇給候補者選考 にあたって、学部長は個人 価の結果を活用する。教員の 授業評価アンケート及び個人 評価の結果に基づき、べる 評価フェッサー賞として表彰 を行う。また、優秀な、共場の あり方を検討。
	(4) 教員の採用は、公平性・透明性を確保するため、原則として公募制とする。 [145]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	(5) 多様な知識又は経験を有する教員の交流を進め、教育研究 を活性化させるため、全教員を対象として任期制の導入を 検討する。 [146]	(A)	(A)	(A)	<u>A→ B</u> 「全教員を対象とした 任期制の導入に係る検 討」の結果に基づく決 定事項の実施	新規に採用する准教授・講師 について、一定の任期付きの 雇用形態の後、審査を経て、 定年までの終身雇用形態とす る制度を導入する方向で制度 の趣旨を明確にし、評価の基 準を整備して教職員との合意 形成を図る。
	(6) 事務組織機能を充実させるため、学内外での研修等の実施・活用により大学特有の業務に精通した専門性の高い事務職員を養成するとともに、法人独自の事務職員の採用についても検討する。[147]	(B) 専門性の高い事務職員の 養成のための取組みは引き続き充実されることを 期待する。法人独自の事 務職員の採用についても 引き続き検討されること を期待する。	り、今後も研修等を計画的に進められたい。 また法人独自の事務職員の採用について引き	(A)	(B) 今後、特に専門性の高 い職について、法人独 自の事務職員を採用す るなど、運営体制の整 備に取り組まれたい。	平成23年度に法人独自の事務 職員を初めて採用し、平成24 年度の採用に向け先行を実施 する。 現在事務局職員 32 名 うち、派遣県職員 30 名 プロパー 2 名
	(7) 質の高い教育研究機能を保ちつつも定数管理を適切に行い、効率的・効果的な人的資源の配分を推進する。[148]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	I and the second		i .	T. Control of the Con	ı	

4 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務の簡素化・合理化を進めるとともに、 効率的な事務処理を図る。	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組 (1) 事務の簡素化・合理化の推進 ① 事務事業の点検を行い、事務事業の見直しを進める。[149]	(A)	(A) 今後も引き続き事務の 簡素化・合理化を推進 されたい。	(A)	(A)	・・事務簡素化に取り組んでいるが、その実効性をみるためフォローアップ調査を併行し、改善が進まないものについては更なる見直しを重ね事務の改善に取り組む。
	② 人的資源を有効に活用するため、事務事業の外部委託の可能性を検討し、可能なものから推進する。 [150]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	③ 大学の情報管理体制のあり方を検討するとともに、情報の有効活用を図る。[ <u>l51</u> ]	(A) 情報管理体制について は、プロジェクトチーム の設置により取りまとめ られており、個人情報保 護等への対策は万全を期 されたい。	した研修会開催を実施するとともに、セキュ	(A)	(B)	
	(2) 効率的な事務処理の推進 各種事務事業に係る業務マニュアルの作成や情報の共有 化などにより、各組織の <u>役割</u> を明確化し、連携強化により、 円滑な事務処理を図る。[152]	(A)	(A)	(A)	(A)	業務マニュアルをSD研修、 OJTで活用し、円滑な事務 処理を図る。
IV 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標 (1) 授業料等学生納付金の適切な料金設定を行うとともに、その他の自己収入の獲得に努めることにより、安定的な財政基盤を確立し、教育研究環境の向上を図る。	IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組	A 3 B 8 C — 大項目 1	A 4 B 7 C — 大項目 1	A 10 B 1 C — 大項目 1	A 9 B 1 C 1 大項目 2	
	1 <b>自己収入の増加に関する目標を達成するための取組</b> (1) 授業料等学生納付金については、教育内容や環境の整備 状況、他大学の動 <u>向、</u> 社会状況の変化等を総合的に勘案し ながら設定する。[153]	(B)	(B) 学生納付金の合理的な 料金設定のため、今後 も引き続き総合的な分 析を行われたい。	(A)	(A)	授業料の納入期数について、 単位認定の2期制を考慮して改 正の可否を検討する。
(2) 法人として高度な研究活動を維持・向上させるため、外部研究資金の獲得に努める。	(2) 授業公開 <u>講座</u> 受講料、施設使用料等多様な収入源の確保 に努める。 <u>[154</u>	(A)	(B) 新たな収入源として安 全な資産管理に配慮し つつも、収入源導入の 検討に努められたい。	(A)	(A)	第2期中期計画での継続を視野に「熊本県立大学未来基金」 の今後の方向を定める。
	(3) 科学研究費補助金等の競争的資金や受託研究、共同研究、教育研究奨励寄付金について、全教員の申請、受託等を目標とし、採択件数及び獲得額の増加を図る。[155]	(B)	(B) 全教員の申請を目指し て積極的に対応すると ともに、その結果採択 件数の増につながるよ う努められたい。	いては、応募件数及び 採択件数が前年度を下	B→ C 「全教員が応募する」 という年度計画の達成 に至っておらず、今後 さらに中期計画の達成 に向けた取組みを期待 する。	外部資金申請等の際、採択経 験者等から助言を受けられる 仕組みを各学部に整備する。 また、外部資金の類型毎に目 標値を設定して獲得に取り組 む。
	(4) 各種研究助成金等の公募情報の収集・提供及び申請事務 等について支援体制の充実を図る。(再掲) <u>[156</u>	(B)	(B) 応募件数は前年より減 少している。今後の応 募につながるよう努め られたい。	(A)	(A)	外部研究資金の公募情報を適 宜提供し、申請書類を補助す るスタッフを配置するなど人 的支援を実施する。
2 経費の抑制に関する目標 大学の業務全般について効率的な運営に 努め、事務の合理化等を推進することによ り、経費の抑制に努める。	2 経費の抑制に関する目標を達成するための取組 (1) 経費の効率的、効果的活用を図るため、教職員等に対 し、コスト意識の涵養に取り組む。[157]		(B) 経費の削減について は、具体的な数値目標 を設定のうえ、今後も 全教員を対象に更なる コスト意識の徹底に務 められたい。	(A)	(A) (経費抑制の)取組みを 客観的に評価できるよ う指標等の設定を検討 されたい。	
	(2) 経費全般についての点検を行い、その結果を全学的にフィードバックし、業務運営の改善に活用する。[158]	(B)	(B)	(A)	(A)	

I	1	ı			1	1
	(3) 事務処理の迅速化、効率化を図り、経費の抑制に努める ため、金融機関とのオンラインシステムの構築、契約方法 の見直しを行う。[159]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	(4) 定型業務については、費用対効果を考慮しながら外部委 託を検討する。[ <u>160</u> ]	(B)	(A) (外部委託により)今後 もより一層の経費抑制 に努められたい。	(A)	(A)	
3 資産の運用管理の改善に関する目標大学の健全な運営を確保するため、経営的視点を踏まえつつ資産の効果的・効率的な活用を図る。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための取組 (1) 資金管理については、安全性及び流動性の観 <u>点</u> から常に 分析調査を行いながら効率的な運用に努める。[161]	(B)	(B) 資産の活用について は、安全性及び流動性 の観点から、常に分析 調査を行いながら効率 的運用に努められた い。	(A)	(A)	月次決算データを元に資金運 用計画を立て、効率的な資金 運用を図るなお、利益剰余金 積み立ての「教育研究等環境 整備目的積立金」について は、年度ごとの利益発生要因 を分析し、積立金の目的及び 使途を整理するる。
	(2) 土地・建物等の資産については、適切な維持・管 <u>理を</u> 行い、常に、最も有効な利用状態になるよう努める。[162]	(B) 試算の効果的・効率的活 用については、引き続き 有効活用に向けた検討及 び実施を期待する。	(A)	(A)	(A)	建物保全計画及び設備更新計画に基づき、平成23年度は、サブアリーナ外壁工事、小峯グラウンド整備、熊本県立大学CPDセンター(仮称)新築工事等を行う。
	(3) 教育研究活動を妨げない範囲内で、利用者に応分の負担 を求めつつ、学外へ施設の貸し出しを行う。 <sup>[163]</sup>	(A)	(A)	(A)	A→ B 安定した自己収入を確保するため、施設の貸付料等について、エネルギーコストの変動状況等を踏まえた適切な料金を早急に検討されたい。	
V 教育及び研究並びに組織及び運営の状況 について自ら行う点検及び評価に関する目標 自己点検及び評価を定期的に実施すると もに、第三者機関による外部評価を受け、こ	V 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点 検及び評価に関する目標を達成するための取組	A 3 B 1 C — 大項目 1	A 3 B 1 C - 大項目 4	A 4 B - C - 大項目 1	A 4 B — C — 大項目 1	
もに、第二有機関による外部計画を支げ、これらの評価結果を教育及び研究並びに組織及び運営の改善に活用する。	1 教育、研究、地域貢献及び組織、運 <u>営に</u> 関して、自己点検及 び評価(※44)を継続して実施する。 <u><sup>164</sup></u>	(B) 今後は、点検・評価方法 の更なる充実と、整備された点検・評価体制に基 づく適切な点検・評価が 行われることを期待する。	(B)	(A)	(A)	
	2 自己点検及び評価のためのシステム及び評価実施体制の定期 的な改善及び見直しを行う。 <sup>[165]</sup>	(A)	(A) 大学全体として自己点 検・評価の効果を享受 できるレベルまでにな るよう努められたい。	(A)	(A)	
	3 自己点検及び評価にあたって、学外者の意見を反映させるシ ステムを導入する。 <u>[166</u>	(A)	(A)	(A)	(A)	
		(A) 結果に基づく対策が業務 運営に速やかに反映され ることを期待する。	(A)	(A)	(A)	第1期中期目標・中期計画に係る自己点検・評価及び認証評 価の結果を第2期中期計画に反映する。
VI 教育及び研究並びに組織及び運営の状況 に係る情報の提供に関する目標 公立大学としての説明責任を果たし、大 学の教育研究活動等について県民の理解を 得るため、大学に関する情報を積極的に公	VI 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に 関する目標を達成するための取組	A 2 B 1 C — 大項目 1	A 2 B 1 C — 大項目 1	A 3 B — C — 大項目 1	A 1 B 2 C — 大項目 1	大学に対する一層の理解を得るため、事業内容などと 符合した解説を付けるなどの工夫が求められる。 (大学基準協会の評価結果)

表する。	1 大学の基本理念、財務状況、中期目標·中期計画、自己点検及 び評価の結果等の情報 <u>を、</u> 広報誌、ホームページ等複数の媒体 を利用して公表する。[168]	(A)	(A) 各種媒体等の活用によ る効果的な広報活動に 期待する。	(A) 今後の情報発信にあたっては、ホームページ へのアクセス分析を行うなど、関心の高い分 野の情報をさらに充実 させる取組みを期待する。	元的かつ効率的に行う 体制をさらに充実させ たうえで、引き続き効 果的・効率的な広報に	
	2 シラバス及び教育研究活動の成果をデータベース化し、学内、学外からのニーズに対応できるシステムを構築する。[169]	(A)	(A) (研究者情報入力シス テムについて)今後も 一層の活用を期待す る。	(A)	(A)	
	3 広報活動を一元的かつ効率的に行う体制を整備する。 170	(B)	(B) 外部からの提言を受け るためのシステムにつ いて早急な導入を図ら れたい。	(A)	(B)	
VII その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 良好な教育研究環境を保つため、既存の 施設設備の適正な維持・管理、計画的な整備・改修を進めるとともに、施設設備のの 満活用を推進する。 なお、整備・ひ、環境 当たっては、ユニバーサルデザイン、環境 保全などに十分配慮する。	Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	A 7 B 2 C — 大項目 1	A 7 B 2 C — 大項目 1	A 9 B — C — 大項目 1	A 8 B 1 C — 大項目 1	
	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組 (1) 施設設備の現状を点検調査し、その結果に基づき、既存 施設設備の更新、維持・管理や大規模改修、あるいは寄附 金等の活用による新規施設の建設や、高額機器類の購入に ついて、中・長期的視点に立ち、計画的に実施する。[17]	(A)	(A) 学内の案内板や標識に ついては計画的に設置 されたい。	(A)	(A)	第2期中期計画での目標設定に向け、高額機器類の中・長期的な更新計画の策定を行う。 また、建物保全計画及び設備 更新計画の見直しも行う。
	た施設設備の整備を行う。[ <u>172</u> ]	(B) 施設設備の整備に関して は、限られた財政の中で 効率的な整備が求められ る。またユニバーサルデ ザインの視点に立った取 り組みが計画的に進め れることを期待する。	向けて引き続き検討されるとともに、より環境に配慮した施設設備の整備につながるよう	(A)	(A)	
	(3) 施設設備の利用状 <u>況を</u> 定期的に点検し、有効活用のため の施策を検討する。 <u>[173</u> ]	(B)	(B) 施設設備の定期点検と 有効活用にさらに努め られたい。	(A)	(A)	アセット・マネジメントの考 え方に基づき、施設設備の利 用状況の点検を行う。点検結 果を受けて有効活用を図る。
2 安全管理に関する目標	2 安全管理に関する目標を達成するための取組	(A)	(A)	(A)	(A)	
教育研究環境において、教職員及び学生 の安全と健康の確保に努める。	(1) 安全·衛生管理を総合的に行う体制を整備する。174		(4)	( )	( )	
	(2) 安全·衛生管理に対する教職員及び学生の意識向上を図り、事故を防止するため、定期的に研修を実施する。[175]	(A)	(A)	(A)	(A) (研修について)学生 の参加を促す取組みを さらに強化し、引き続 き学生等の安全が確保 されることを期待す る。	
	(3) 有害・危険物薬品等の危険物取り扱いについては、取り扱 いや管理状況、マニュアルを再点検し、安全管理に努める。 [176]	(A)	(A)	(A)	(A)	
	(4) 大学で取り扱う個人情報について、個人情報保護法等を踏まえ、情報セキュリティ対策を講じる。[177]		(A)	(A)	(B)	平成22年度に策定した各業務 後との情報セキュリティ実施 手順書に基づき、対策の有効 性を点検する。
3 人権に関する目標	3 人権に関する目標を達成するための取組	(A)	(A)	(A)	(A)	

社会における大学の責任を踏まえ、人権 尊重の理念に関する教育・啓発を推進し、 人権が不当に侵害され、良好な教育・研究 ・職場環境が損なわれることのないよう、 全学的取組を進める。						
土子174以他で延める。	(2) 教職員及び学生の意識向上を図るため、定期的に人権に 関する研修や啓発活動などを実施する。 [179]	(A)	(A) 同和問題、水俣病問題、ハンセン病問題などの人権問題についても広く啓発されることを期待する。	(A)	(A)	